第６号議案

**けやき会会則の一部改正（案）**

（名称）

（旧）第1条　本会は、埼玉大学教養学部同窓会（けやき会）と称する。

（新）第1条　本会は、埼玉大学教養学部同窓会「けやき会」と称する。

・（事務局）

（旧）第4条　本会の事務局は、埼玉大学教養学部に置く。

（新）第4条　本会の事務局は、埼玉大学に置く。

　　　　　　　所在地は、さいたま市桜区下大久保255番地

・（会員）

（旧）第5条　本会は、正会員、特別会員をもって組織する。

（新）第5条　本会は、正会員、特別会員、名誉会員をもって組織する。

（旧）１、正会員は次のものとする。

　　　・埼玉大学大学院文化科学研究科の在学経験者及び在学生。

（新）１、正会員は次のものとする。

　　　・埼玉大学大学院人文社会科学研究科の在学経験者及び在学生。

　　　・埼玉大学大学院文化科学研究科の在学経験者及び在学生。

（新）３、名誉会員は次のとおりとする。

　　　・正会員の中で、常任理事会で推薦され、総会で承認された者。

（役員）

第6条　本会に、次の役員を置く。

（新）６、顧問　若干名

（役員の選出）

第7条　役員の選出は、次のとおりとする。

（新）３、理事は、総会において会員の互選により正会員の中から選出する。

　　　　　ただし、以下を削除。

（新）５、顧問は、常任理事の互選により選出する。

（役員の任務）

第9条　役員の任務は、次のとおりとする。

（新）６、顧問は、会長、副会長に助言を与えることができる。

第6章　補則

（2020年追加）

第22条　地震等の大災害、新型ウイルス感染症等の大規模な流行により、やむを得ず総会が開催できない場合、常任理事会の決定と理事会の承認をもってこれに替えることができる。

附則

（2020年）本会則は、2020年9月30日より施行する。

（新）　　 本会則は、2021年7月30日より施行する。